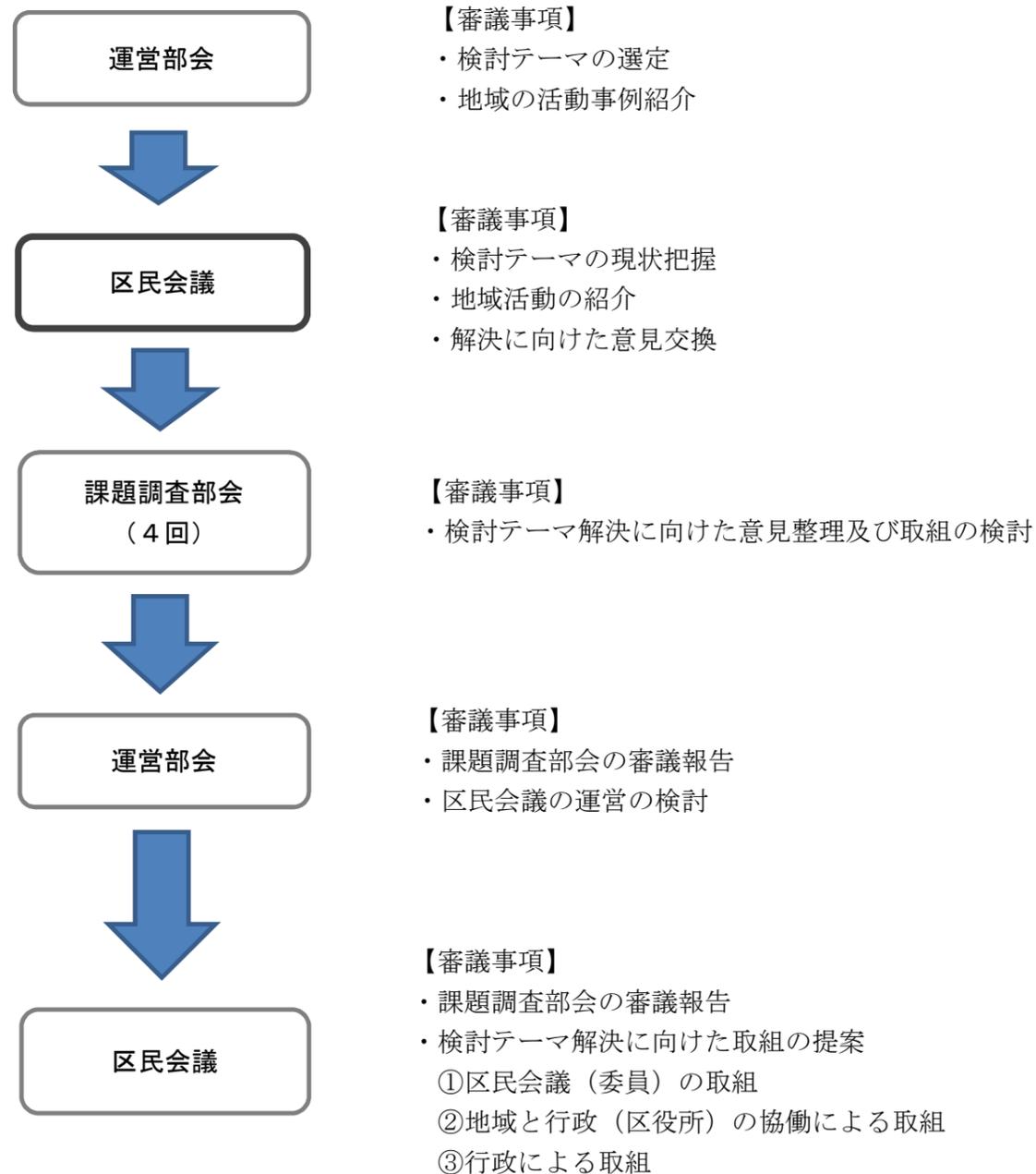
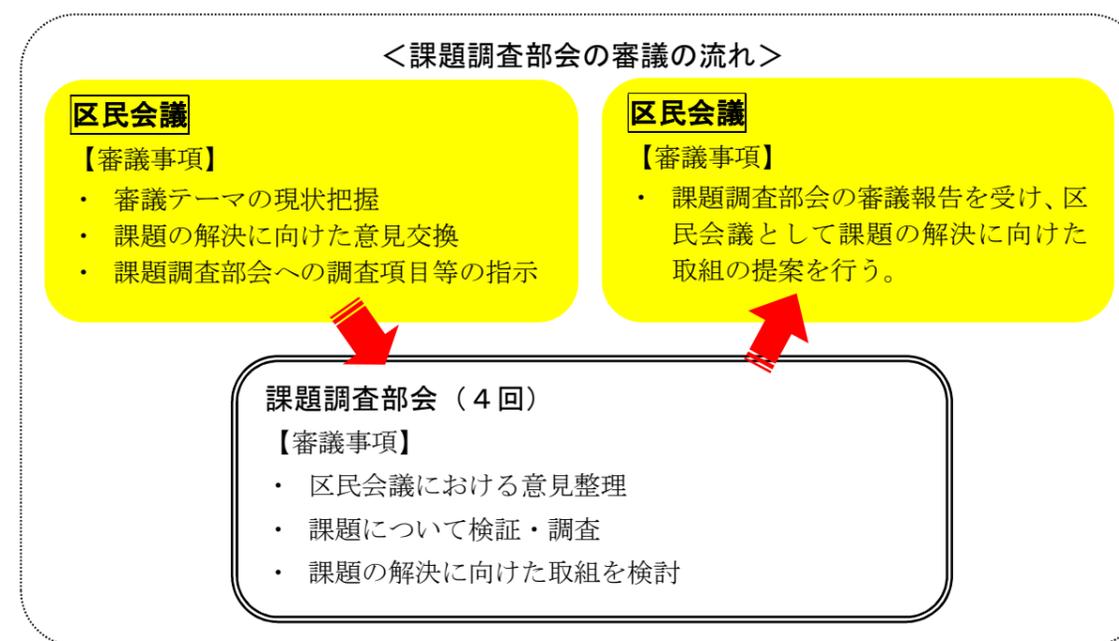


区民会議審議の流れ



課題調査部会について

- 1 設置目的**
区民会議において検討された審議テーマについて、本会議における意見の整理、課題に関する必要な情報収集や調査、課題解決に向けた取組の検討を行うことを目的とします。
- 2 構成員**
10名程度
※構成員については、検討テーマの内容によって、適宜、委員を選出するものとします。
- 3 開催時期**
区民会議の開催時期に合わせて適宜開催します。1つのテーマで4回程度開催します。
- 4 主な審議内容**
 - (1) 区民会議で取り組む地域課題について検証や調査を行います。
 - (2) 区民会議における委員の意見を整理して課題解決に向けた具体的な取組の検討を行います。



区民会議条例施行規則（抜粋）

第4条関係

（専門部会）

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。